

令和元年度 第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：令和元年10月30日（水） 15:00～

会場：関内駅前第一ビル2階 205E会議室

1 教育委員会あいさつ

2 協 議

いじめ防止啓発月間（12月）における取組について [資料1]

3 報 告

平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果 [資料2]

4 その他

(1) ピンクシャツデー2020 in 神奈川について [資料3]

(2) 令和2年度 いじめ問題対策連絡協議会開催について [資料4]

令和元年度「いじめ防止啓発月間（12月）」実施要項

1 趣旨

本市においては、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、社会全体でいじめ根絶を目指し取組を進めており、その基本方針において、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけています。

この啓発月間の取組をより効果的なものとするため、6月に開催された「第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会」において合意された、啓発月間における市全体での協働の取組を実施します。

2 実施期間

令和元年12月1日（日）から31日（火）までの1か月間

3 実施内容

（1）いじめ防止に向けた「のぼり旗」「ポスター」の活用

12月の「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、いじめ防止に向けた「のぼり旗」や「いじめ防止啓発ポスター」を啓発活動に活用することにより、活動を活性化させ、全市におけるいじめ防止の取組を推進します。

【のぼり旗の活用】

- ・全市立学校でのあいさつ運動や朝会での活用、昇降口等へ掲示
- ・いじめ問題対策連絡協議会に係わる関係機関・団体や市庁舎、区役所等での掲示など、いじめ防止に向けた啓発に活用

*** 今年度、「のぼり旗」は新たに作成（11月下旬配付予定）**

【ポスターの活用】 B2版

- ・全市立学校及びいじめ問題対策連絡協議会に係わる関係機関・団体、市庁舎・区役所等に、

「いじめ防止啓発月間」を中心に掲示し、いじめ防止に向けた啓発活動に活用（11月上旬配付予定）



（2）市営地下鉄での啓発

① 車両ドアの上にある情報装置に広告を掲出（12月1日～31日）

横浜市営地下鉄ブルーラインの車両ドアの上にある情報装置に広告を掲出し、いじめ防止の啓発を図ります。

『12月は横浜市いじめ防止啓発月間です ~気にしているよ 君のこと~

◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆

② 車両中吊り広告を掲出（11月29日～12月5日）

横浜市営地下鉄ブルーラインの車両中吊り広告を掲出し、「いじめ防止市民フォーラム」の開催周知と参加募集を図ります。

（3）「いじめ防止市民フォーラム」の開催

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働で、いじめ防止に向けた「いじめ防止市民フォーラム」を開催することにより、いじめ防止啓発を広く市民に広報します。

ア 開催日時

令和元年12月7日（土） 13:00～15:00 （受付12:30）

イ 開催内容

テーマ（案）

● 「いじめに対して『自分』は何ができるのだろうか」

～子どもや大人、そして地域、関係機関等とのつながりから考える～

【テーマについて】

「いじめ防止市民フォーラム」を開催してから6年目となる。各学校や小中学校ブロックでの子どもたちの取組は、横浜子ども会議等を通して、実態に応じて様々な工夫がなされている。具体的になってきた取組に対し、取り組むこと自体が目的になっていたり、何のための活動であるかが見えにくくなっていたりする課題が見られることから、現状を見直していく時期にきていると考えられる。

そこで、横浜子ども会議を通しての子どもたちの取組や関係機関の取組等を知り、その上で、子どもの「心」を育むために、具体的に何ができるのかを見つめ直し考えていきたい。自尊感情を育んだり、他者の思いに寄り添う心情を育てたりするために、子どもの周りでその育ちを見守る大人や地域が何をできるのかをともに考え、現在行動している取組を一層深めることができる機会にしたい。

【次第】

- 1 開会
- 2 主催者挨拶（会長）
- 3 教育委員会挨拶（教育長）
- 4 市ケ尾ユースプロジェクトの取組に関する実践報告
～STOP！！その言動『市ケ尾の希望ある未来』～
- 5 関係機関の取組発表
- 6 講演 白梅学園大学 牧野 晶哲 准教授
「豊かな関係性のつくり方 ～対話から始まる他者理解～」
- 7 閉会

ウ 場所

南公会堂 横浜市南区浦舟町2-33 南区総合庁舎内

エ 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

平成30年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

平成30年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為

5,432件 [対前年度 503件 (10.2%) 増]

小学校で増加 [対前年度 573件 (16.6%) 増] (29年度 3,461件→30年度 4,034件)

中学校は微減 [対前年度 70件 (4.8%) 減] (29年度 1,468件→30年度 1,398件)

- ・小中学校ともに、生徒間暴力のみ増加しています。前年度に比べ小学校では743件(30.4%)、中学校では87件(9.4%)増加しています。
- ・小学校では、対教師暴力が前年度から63件(16.2%)、器物損壊が同107件(17.4%)減少しました。
- ・暴力行為を繰り返す特定の児童生徒が起こした件数は、大幅に減少しました。
- ・中学校では、26年度以降、減少傾向が続いています。

2 いじめ（認知件数）

5,546件 [対前年度 897件 (19.3%) 増]

小中学校ともに増加 小学校 [対前年度 557件 (15.6%) 増] (29年度 3,566件→30年度 4,123件)

中学校 [対前年度 340件 (31.4%) 増] (29年度 1,083件→30年度 1,423件)

- ・いじめ認知件数の増加は、「いじめの定義」の理解が広く浸透し、早期の小さな段階から「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に対応したことや、意識が高まった結果だと考えられます。
- ・いじめの態様は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の66.7%に見られ、多くのいじめは初期のコミュニケーショントラブルにあるといえます。
- ・いじめの発見のきっかけは、「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」が大きな割合を占めていますが、「アンケート調査」や「学級担任等の教職員」による発見の件数と割合が増加しています。

3 長期欠席

6,376人 [対前年度 483人 (8.2%) 増]

不登校は増加 [対前年度 419人 (9.2%) 増] (29年度 4,559人→30年度 4,978人)

不登校以外の長期欠席は微増 [対前年度 64人 (4.8%) 増] (29年度 1,334人→30年度 1,398人)

- ・「長期欠席（年間30日以上欠席）」のうち、「不登校」について増加傾向にあります。
- ・不登校の要因（複数選択）は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が37.0%、家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が38.2%です。
- ・前年度からの継続ではない、新たな不登校の数は、不登校全体の45.7%（前年度41.8%）です。
- ・不登校児童生徒への支援について、この5年間で関係機関との連携が最も進んでいます。

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表 1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	1,655	2,080	2,861	3,461	4,034	573	16.6%
中学校	2,045	1,826	1,476	1,468	1,398	▲ 70	▲ 4.8%
計	3,700	3,906	4,337	4,929	5,432	503	10.2%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	181	192	304	389	326	▲ 63	▲ 16.2%
中学校	235	145	112	104	91	▲ 13	▲ 12.5%
計	416	337	416	493	417	▲ 76	▲ 15.4%

(2) 生徒間暴力の発生件数

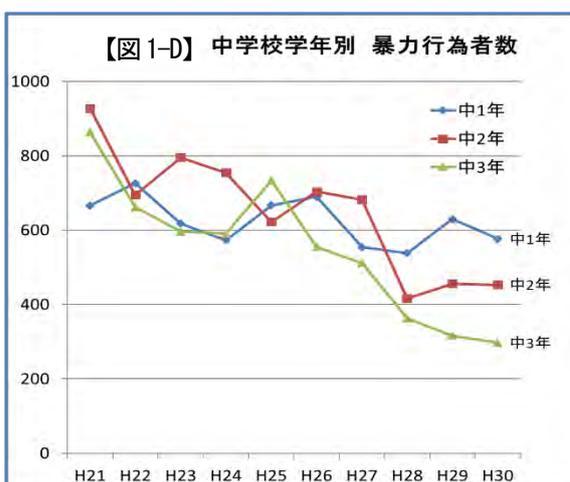
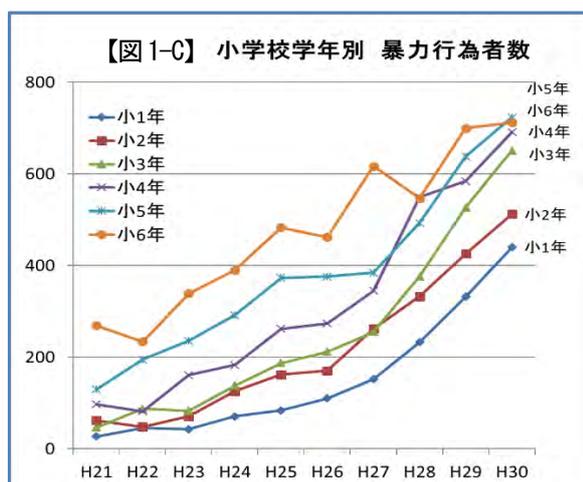
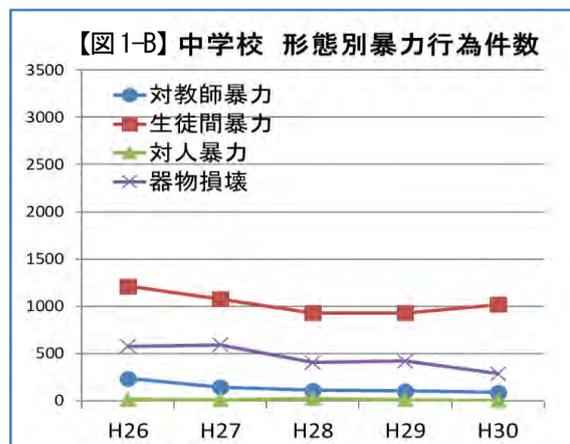
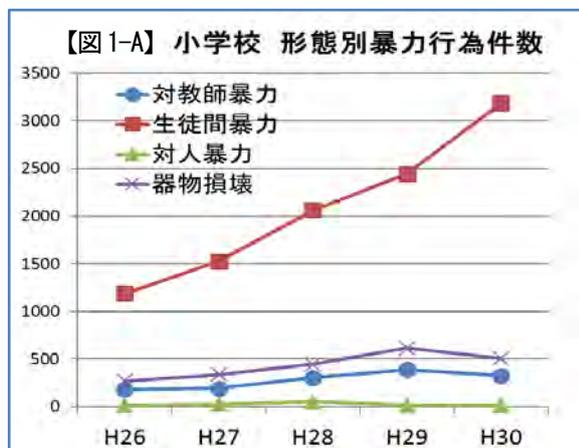
	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	1,187	1,525	2,060	2,442	3,185	743	30.4%
中学校	1,214	1,077	929	930	1,017	87	9.4%
計	2,401	2,602	2,989	3,372	4,202	830	24.6%

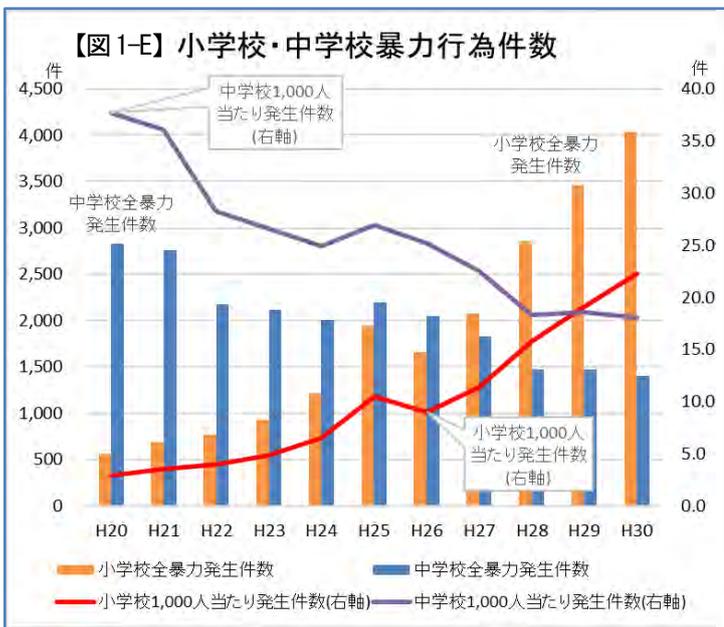
(3) 対人暴力の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	16	27	52	15	15	0	0.0%
中学校	17	11	29	14	4	▲ 10	▲ 71.4%
計	33	38	81	29	19	▲ 10	▲ 34.5%

(4) 器物損壊の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	271	336	445	615	508	▲ 107	▲ 17.4%
中学校	579	593	406	420	286	▲ 134	▲ 31.9%
計	850	929	851	1,035	794	▲ 241	▲ 23.3%





**【表1-2】 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)**

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	人数	45	57	66	74	78
	件数	363	547	667	778	621
中学校	人数	47	19	14	12	8
	件数	155	122	80	97	77

		人数	回数
小学校	1年	7	54
	2年	6	38
	3年	18	168
	4年	17	137
	5年	16	121
	6年	14	103
中学校	1年	6	63
	2年	1	9
	3年	1	5
合計	合計	86	698

**【表1-3】
特定の児童生徒が
暴力行為を繰り返す状況
(H30 学年別人数と件数)**

調査結果から

■ 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比 16.6%増です。

- ・ 対教師暴力の発生件数が前年度比 63 件 (16.2%) 減、器物損壊の発生件数が同 107 件 (17.4%) 減、とそれぞれ減少しましたが、生徒間暴力の発生件数は同 743 件 (30.4%) 増、と大幅に増加しています。【表 1-1】 【図 1-A】
- ・ どの学年においても暴力行為の件数が増加していますが、平成 28 年度以降の 3 年間の伸びが顕著に見られます。【図 1-C】
- ・ 特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向が続いていましたが、小学校では、5 回以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から 4 人増加した一方で、その件数は前年度から 157 件 (20.2%) 減と大幅に減少しました。【表 1-2】 また、いわゆる非行系グループによるものではなく、低学年での個人による行為、周囲と上手に関係が作れていない、授業がわからないといった背景が見られます。【表 1-3】

■ 中学校での暴力行為発生件数は 5 年連続の減少です。

- ・ 中学校では、26 年度以降、5 年連続で減少しています。器物損壊が前年度から 134 件 (31.9%) 減少し、対教師暴力が同 13 件、対人暴力が同 10 件減少しており、全体としては減少傾向が引き続き見られます。一方で、生徒間暴力が前年度から 87 件 (9.4%) 増加しました。【表 1-1】 【図 1-B】
- ・ 中学校 1 年生の暴力行為の発生件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。【図 1-D】
- ・ 中学校では、繰り返し暴力行為を起こした生徒の人数とその件数が減少しています。【表 1-2】

分析と対策

- ・ 小学校の暴力行為件数の増加要因として、低学年での事案や小さなトラブル段階の事案であっても、被害者に寄り添い、暴力行為ととらえて継続的な指導と支援を行っていることなどが考えられます。
- ・ コミュニケーションが上手に取れずに、生徒間等の暴力行為に至ってしまったケースが多く見受けられます。日常から、横浜プログラム[※]や特別支援の視点を取り入れた教科学習や活動に取り組むことが必要です。
- ・ 同じ行為を繰り返させないよう、組織的に適切な支援をした効果が徐々に表れています。警察との健全育成に向けた連携制度 (連絡票) を活用するなど、成果が見られる一方で、小学校低学年からの行為者の増加が課題として見られます。保護者と協力した継続的な指導がより大切になっています。
- ・ 今後も引き続き、早期発見・早期対応に専任教諭を中心として組織的に取り組むとともに、警察や区役所等の関係機関との連携の強化や、個のアセスメントを基にして、児童の状況、背景を理解し、個に応じた指導を一層推進します。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1) 【表 2-1】 いじめの認知件数

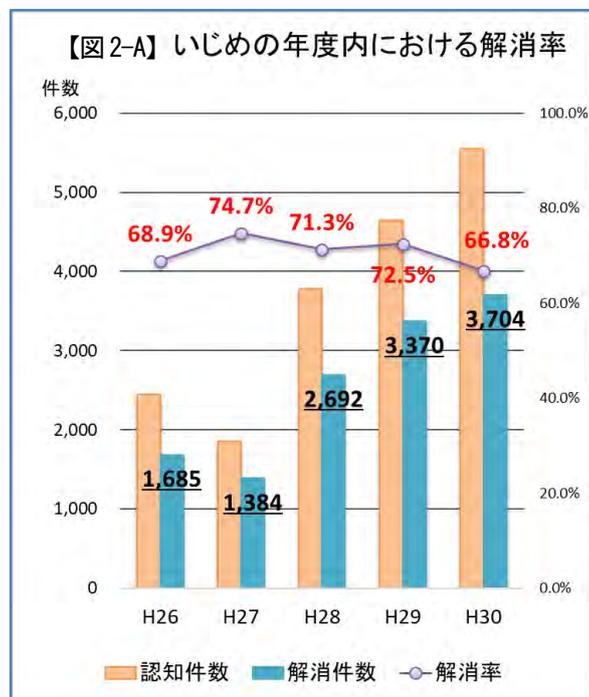
	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	1,781	1,343	2,985	3,566	4,123	557	15.6%
中学校	666	509	791	1,083	1,423	340	31.4%
計	2,447	1,852	3,776	4,649	5,546	897	19.3%

(2) 【表 2-2】 いじめの年度内における解消率

小学校	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	1,781	1,343	2,985	3,566	4,123
解消件数	1,251	1,018	2,154	2,605	2,785
一定解消	527	321	743	—	—
取組中	3	4	88	961	1,338
解消率	70.2%	75.8%	72.2%	73.1%	67.5%

中学校	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	666	509	791	1,083	1,423
解消件数	434	366	538	765	919
一定解消	231	142	220	—	—
取組中	1	1	33	318	504
解消率	65.2%	71.9%	68.0%	70.6%	64.6%

合計	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	2,447	1,852	3,776	4,649	5,546
解消件数	1,685	1,384	2,692	3,370	3,704
一定解消	758	463	963	—	—
取組中	4	5	121	1,279	1,842
解消率	68.9%	74.7%	71.3%	72.5%	66.8%



(3) 【表 2-3】 いじめの態様（複数選択回答）

H30	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,707	65.7%	994	69.9%	3,701	66.7%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	505	12.2%	177	12.4%	682	12.3%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	876	21.2%	194	13.6%	1,070	19.3%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	303	7.3%	43	3.0%	346	6.2%
金品をたかられる。	53	1.3%	25	1.8%	78	1.4%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	278	6.7%	80	5.6%	358	6.5%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	475	11.5%	112	7.9%	587	10.6%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	89	2.2%	148	10.4%	237	4.3%
その他	86	2.1%	25	1.8%	111	2.0%
件数合計(複数回答)	5,372		1,798		7,170	
	※認知件数		4,123		1,423	

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

調査結果から

- 小中学校ともにいじめの認知件数が増加しています。年度内解消率は66.8%。(令和元年7月末解消率83.4%)
- ・ いじめの認知件数は小中学校ともに増加し、合計で前年度から897件(19.3%)増加しています。【表 2-1】
- ・ 年度内での解消率は66.8%です。【表 2-2】【図 2-A】 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で、「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消が確認できないケースがあります。
- ・ 県の調査に基づき、3カ月後の令和元年7月末において在校している児童生徒に対して確認できた、解消件数923件を加えた解消率では83.4%となっています。

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3ヶ月(目安)止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない(本人・保護者に面接等により確認) 「国のいじめ防止等のための基本的な方針」(29年3月改定)より

■ いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の66.7%に見られます。

- ・ 小中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く、全体の66.7%と昨年同様に高い割合です。また、割合としては少ないものの、「金品をたかられる」が78件ありました。【表2-3】
- ・ 校種の特徴では、小学校では「軽くぶつかられたり…」、「ひどくぶつかられたり…」(計28.5%)、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」(11.5%)といった直接的な行為による被害の訴えが高く、中学校では「パソコンや携帯電話等…」(10.4%)が高くなっています。【表2-3】

分析と対策

- ・ 小中学校の多くのいじめの共通した背景に、暴力行為と同様にコミュニケーションが上手に取れないことがあります。「嫌なこと」に対する意識には一人ひとり違いがあり、思わぬところで傷つけてしまうこともあります。疑いや小さな段階であっても被害者の立場に寄り添って、早期に解決にあたるのが大切です。
- ・ 金銭授受については、「子ども同士のお金のやり取りはやってはいけないこと」として、入学・進級の際に児童生徒や保護者にリーフレットや文書等を活用して啓発をしています。保護者にも「いじめや刑事事件につながる可能性があること」として繰り返し協力を求めていることや、認知した際には警察等との連携を図っています。
- ・ 「ネットいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、事実が把握されにくく気付かない状況で被害が広がっていることがあります。一見、中学校に多くあるように思えますが、実際にはネットによる被害件数(小89件)【表2-3】でわかるように、小学校段階から多くあることに注意が必要です。平成31年3月には、家庭や子どもたちが主体的に取り組むルールづくり等への保護者向けリーフレット「子どもの心を育ててこそ安心安全なスマホ・SNS利用」を改訂し、全家庭に配布しています。小学校低学年からの計画的なネットリテラシーや情報モラル教育、フィルタリングの普及について啓発等をさらに推進していきます。

(4) いじめの発見のきっかけ

調査結果から

■ いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」35.3%、「学校の教職員等が発見」29.7%、「本人からの訴え」26.1%の3つです。

- ・ 「本人からの訴え」、「当該児童生徒の保護者からの訴え」以外では、「学級担任が発見」(18.9%)、「学級担任以外の教職員が発見」(4.8%)、「養護教諭が発見」(1.0%)となっており、「学校の教職員等が発見」が29.7%(前年度24.7%)と増加しています。【表2-4】
- ・ 「アンケート調査など学校の取組」での発見が増加しています。

H29 : 196件 (4.2%)

H30 : 263件 (4.7%)

【表2-4】 いじめ発見のきっかけ

H30	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,645	29.7%
学級担任が発見	1,049	18.9%
学級担任以外の教職員が発見	266	4.8%
養護教諭が発見	58	1.0%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	9	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	263	4.7%
●学校の教職員以外からの情報により発見	3,901	70.3%
本人からの訴え	1,450	26.1%
当該児童生徒の保護者からの訴え	1,960	35.3%
他の児童生徒からの情報	274	4.9%
他の保護者からの情報	193	3.5%
地域の住民からの情報	4	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	14	0.3%
その他(匿名による情報など)	6	0.1%
計	5,546	100.0%

分析と対策

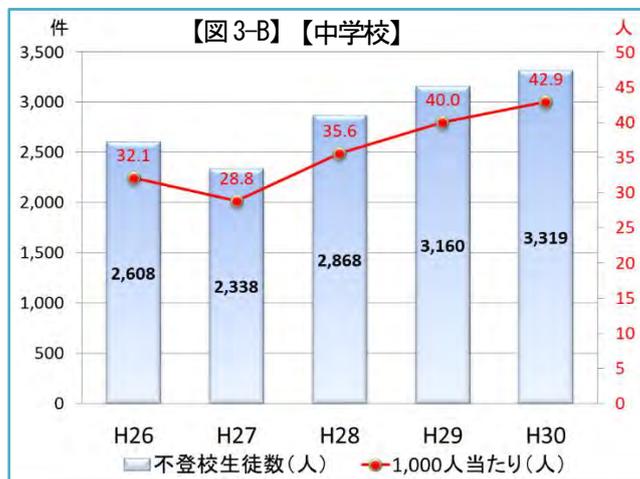
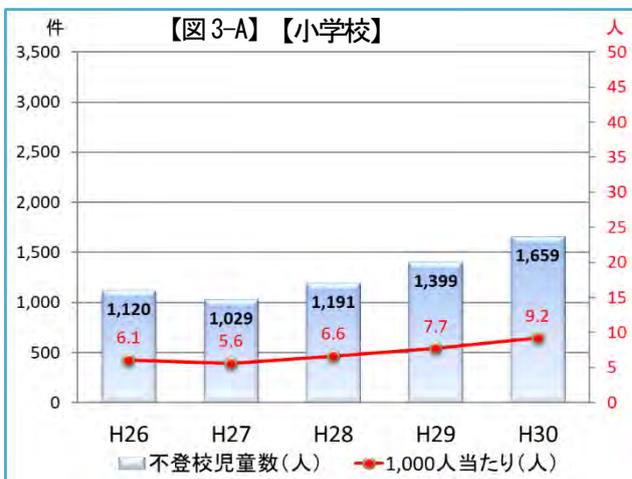
- ・ 結果として本人や保護者の訴えが多くなっていることは望ましいことであり、年間を通して相談しやすい機会の設定や、丁寧に話を聞く体制が整えられてきていると思われます。保護者とパートナーという視点で連携できたことの結果であるとも考えられます。まだ埋もれているかもしれない、気付きにくいいじめについて実態把握に努め、解決に向けて早期発見・早期対応を推進します。
- ・ 教職員による発見が増加していることは、複数の教職員がチームを組んで情報を共有し、時間的・空間的な隙間を作らず、子どもたちを見守る体制を整えようと努力してきたことや、深い児童生徒理解に基づいて些細な変化に対して気付くことができたといえます。
- ・ 引き続き各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、「いじめ重大事態に関する再発防止策(28年度策定)」8項目34の取組を確認します。
- ・ 未然防止に繋がる「横浜子ども会議」等の児童生徒の主体的な活動に、大人が加わり、社会全体の活動として促進することや、「SOSの出し方教育」の実践により、周りの大人に訴えたり、互いに気付き合えたりする「いじめが起りにくい風土づくり」を推進します。

3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数

【表 3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
病気	563	885	845	862	909	47	5.5%
経済的理由	2	11	0	0	0	0	0.0%
不登校	3,728	3,367	4,059	4,559	4,978	419	9.2%
その他	380	821	448	472	489	17	3.6%
合計	4,673	5,084	5,352	5,893	6,376	483	8.2%



※「1,000人当たり」は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

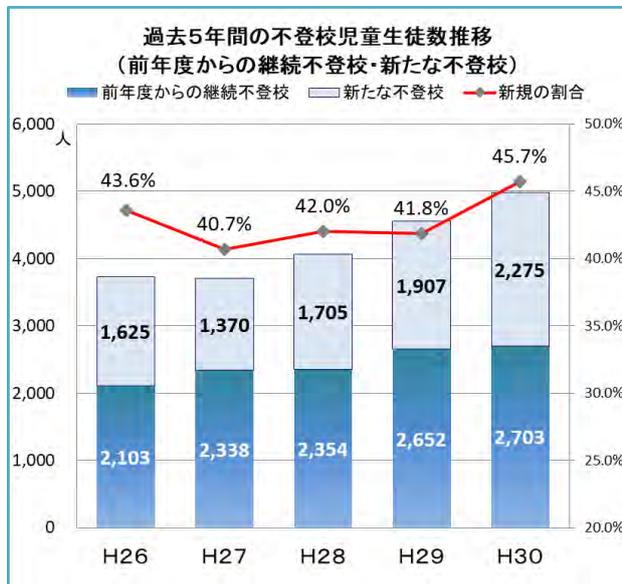
【表 3-2】【欠席日数別】

小学校	H26		H27		H28		H29		H30		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり									
30～89日	617	3.4	541	3.0	679	3.7	719	4.0	904	5.0	54.5%
90～179日	369	2.0	366	2.0	423	2.3	577	3.2	643	3.6	38.8%
出席10日以下	134	0.7	122	0.7	89	0.5	103	0.6	112	0.6	6.8%
合計	1,120	6.1	1,029	5.6	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	100.0%

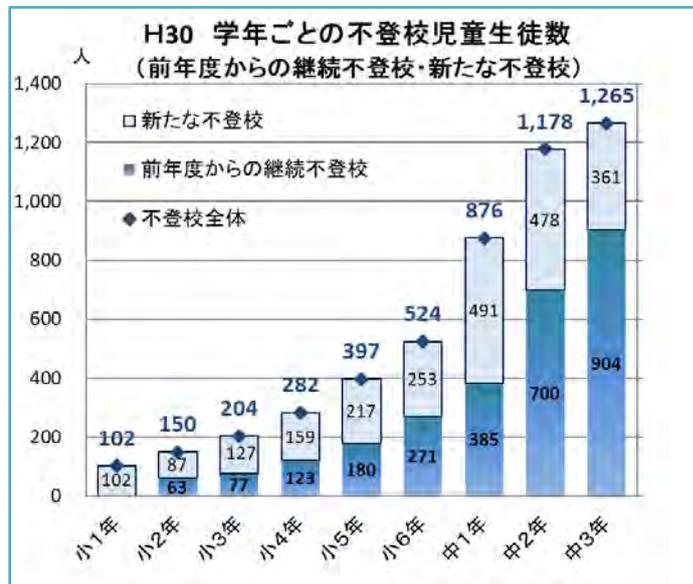
中学校	H26		H27		H28		H29		H30		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり									
30～89日	1,045	12.9	772	9.5	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	32.8%
90～179日	1,101	13.5	1,141	14.1	1,388	17.3	1,505	19.0	1,735	22.4	52.3%
出席10日以下	462	5.7	425	5.2	424	5.3	447	5.7	495	6.4	14.9%
合計	2,608	32.1	2,338	28.8	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	100.0%

※年間授業日数はおよそ 200 日

【図 3-C】新たな不登校の状況（経年変化）



【図 3-D】不登校の状況（学年別）



調査結果から

■ 前年度からの継続ではない、新たな不登校の数は、不登校全体の45.7%(前年度41.8%)です。

- ・ H27年度以降、全体、小・中学校とも不登校の増加傾向が続いていますが、【表3-1】前年度と比べた増加率については、やや低下しました。(前年比不登校増加率 H28年度20.6%増 → 同H29年度12.3%増 → 同H30年度9.2%増)
- ・ 小学校では、30～89日の欠席児童が不登校全体の半数以上(54.5%)を占めています。中学校では、90～179日が52.3%、出席10日以下が14.9%であり、ほとんど登校できていない生徒が増加傾向です。【表3-2】
- ・ 新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の45.7%(前年度41.8%)です。【図3-C】学年に関わらず、前年度不登校から登校できた児童生徒がいる一方で、新たに不登校となる児童生徒が多くなっています。【図3-D】

分析と対策

- ・ 再登校につながった児童生徒がいる一方、新たな不登校となった児童生徒がそれ以上いることで不登校児童生徒数が増加しています。不登校状態にある児童生徒に対しては、自立に向けた支援を行う一方で、今の時点で登校できている児童生徒の中から新たな不登校児童生徒を生まない取組が求められます。
- ・ 誰もが不登校になりうること、どの学校でも不登校になりかねない児童生徒がいることを認識したうえで授業等教育活動を行うことを確認します。関係機関との連携が必要な場合には、進級や進学の前に適切な相談を進めます。
- ・ 小中学校間では、小学校で行われた学習や支援の内容を引き継いで、共有し、実施していくことを進めます。
- ・ 日常の授業や行事等において児童生徒が安心できる「居場所づくり」、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動の「絆づくり」を、横浜プログラムの考え方をういて意図的・組織的に行うなど、「魅力ある学校づくり」の取組を推進するとともに、深い児童生徒理解のもと、新たな不登校児童生徒を生まないための学校風土づくりを一層推進します。

(2) 【表3-3】 不登校の要因と考えられる状況

分類	区分	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係	教職員との関係	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学、転編入学、進		
1	「学校における人間関係」に課題を抱えている	1,026	20.6%	84	803	146	144	27	54	27	82	156	2
2	「あそび・非行」の傾向がある	112	2.2%	0	17	4	27	5	3	24	8	65	1
3	「無気力」の傾向がある	1,391	27.9%	13	236	25	633	89	26	39	125	678	50
4	「不安」の傾向がある	1,830	36.8%	23	744	108	554	164	39	66	263	564	137
5	「その他」	619	12.4%	4	42	11	62	11	6	10	36	440	112
	合計	4,978	100.0%	124	1,842	294	1,420	296	128	166	514	1,903	302
	割合			2.5%	37.0%	5.9%	28.5%	5.9%	2.6%	3.3%	10.3%	38.2%	6.1%

※ 割合は、件数合計に占める割合

※ 学校に係る状況・家庭に係る状況 (状況は複数選択可)

調査結果から

■ 不登校の要因(複数選択)は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が37.0%、「家庭に係る状況」が38.2%などです。

- ・ 分類上、「不安」の傾向がある児童生徒(構成比36.8%)では、考えられる要因について「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(774件)や「家庭に係る状況」(564件)、「学業の不振」(554件)が認められます。同様に「無気力」の傾向がある児童生徒(構成比27.9%)では、「家庭に係る状況」(678件)、「学業の不振」(633件)が主な要因とみられています。
- ・ 要因別にみると家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が38.2%(前年度29.5%)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が37.0%(同28.4%)、「学業の不振」が28.5%(同17.5%)と高い要因となっています。【表3-3】

分析と対策

- ・ 一つのできごとや原因からではなく、複数の要因の結果として不登校状態にあることを踏まえ、本人の状態、過去の状況を正確に把握し、専門家が入った「チーム学校」でアセスメントと支援を行う必要があります。また、単に登校することだけを目指すのではなく、本人、保護者の意思を尊重したうえで個々の状況に応じた対応を継続していきます。
- ・ 過去に不登校等の経験のある児童生徒に対しては、兆候を見逃さず、休み始めの迅速な組織的支援を推進します。
- ・ 児童生徒が安心して通えるための環境整備、学習支援、教育相談を一層充実し、例えば特別支援教室を活用するなどのきめ細かな対応を行うとともに、小中連携による9年間を見通した一層の支援を推進します。

(3) 【表3-4】 不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

H30	相談・指導を受けた機関等(複数回答)										合計
	(教育支援センター 適応指導教室)	教育委員会 等教育委員 の機関	児童相談所、 福祉事	保健所、 精神保健福	病院、 診療所	民間団体、 民間施設	その他、 左記以外 の機関等	養護教諭による 専門的な指導	スクール カウンセ ル等による 相談員等 による		
H26	小学校	68	106	125	26	192	50	16	198	501	1,282
	中学校	169	85	159	17	293	92	48	296	771	1,930
	計	237	191	284	43	485	142	64	494	1,272	3,212
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809

調査結果から

■ 長期欠席児童生徒に対して組織的な支援を行っており、この5年間で関係機関との連携が最も進んでいます。

- ・ カウンセラーが関わった不登校児童生徒数は、1,918人（前年比263人、15.9%増）です。【表3-4】
- ・ 横浜教育支援センター※（ハートフルフレンド家庭訪問事業、ハートフルスペース、ハートフルルーム）による支援者数は、433人（前年比135人、45.3%増）です。【表3-4】
- ・ 児童相談所による支援は、459人（前年比325人、242.5%増）です。【表3-4】
- ・ 病院、療育センターなど医療と連携した支援は、764人（前年比507人、197.3%増）です。【表3-4】
- ・ 民間教育支援団体・施設による支援は、学校が把握できるもので275人（前年比146人、113.2%増）です。【表3-4】
- ・ これとは別に、教育相談に関する調査項目では、H30年度はスクールソーシャルワーカーが、264校（全小中学校数490校の53.9%）において活動実績があり、不登校以外も含めて支援にあたっています。

分析と対策

- ・ H29年度からすべての中学校ブロックで、小中学校に同じカウンセラー配置をしており、長期欠席児童生徒に対して、進学時等でのスムーズな支援につながっています。心理の面から直接、本人や保護者を支えるとともに、アセスメントを行い、必要に応じて医療機関などへの紹介、関係機関連携にも力を発揮しています。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として保護者の困り感に寄り添って相談に乗るとともに、課題を整理したり、福祉的支援や環境調整等が必要となったりするケースにおいて力を発揮しています。
- ・ 教育総合相談センターでは、「保護者の集い」等の開催による不登校の保護者相談を開催したり、横浜教育支援センター※を活用したりするなど、より一層の支援体制の強化に努めています。
- ・ 社会的自立を目的として、フリースクール等の民間教育施設との連携した登校支援活動を引き続き推進します。

※「横浜教育支援センター」では、人間関係づくりを基盤とした総合的な支援を行うことを通し、不登校の児童生徒が、将来的に社会的自立ができるようにすることを目的として、対象とする児童生徒の在籍校と連携を図りながら運営をしています。

児童生徒の状況に応じて、大きく3つの事業を実施しています。

- ① 「ハートフルフレンド」 ひきこもりがちな児童生徒の家庭に、兄や姉に相当する世代のハートフルフレンド（大学生・大学院生）が、訪問をして話し相手・遊び相手になることで状態の緩和を図る
- ② 「ハートフルスペース」 学校とは別の施設に、週に1～2回通室し、支援員をはじめ、ボランティアとともに創作活動や軽スポーツなどを生活して過ごす
- ③ 「ハートフルルーム」 市内の学校に設けられた別教室に毎日通室し、支援員をはじめ、ボランティアとの様々な活動を通して基本的な生活習慣や学習習慣を身につける

といった支援を児童生徒に行います。

また、保護者同士の情報交換会等の場や、民間教育施設との協働した体験活動も実施しています。

ちがう国籍。ちがう文化。ちがうファッション…。
ちがうことはあたりまえ。ちがうことは大切な個性。
だからこそ、たがいを認め合う神奈川に。共に生きる神奈川に。

PINK SHIRT DAY 2020 in Kanagawa

ピンクシャツデー 2020 in 神奈川
「いじめストップ！」ワールドアクション

2月はピンクシャツデー月間です。

ピンクのシャツや小物を身に着けて「いじめストップ！」ワールドアクションに参加しよう!!

物語の始まりはカナダ・バンクーバー。ピンクのシャツを着た男子生徒がからかわれ、いじめにあいました。

2人の上級生が「ぼくらもピンクのシャツを着て、いじめストップを！」と提案。翌日、呼びかけに賛同し、ピンクのシャツや小物を身につけて登校した生徒たちで学校中がピンク色にそまり、いじめはストップしました。

州知事がこのエピソードを知り、2月最終水曜日を“ピンクシャツ・デー”と宣言しました。今では世界70か国以上のワールドアクションとなっています。

物語の続きは神奈川で。いじめストップのストーリーに、あなたのアクションを追加してください。

ファイナル
イベント

2020年2月26日(水) 13:00-18:00
新都市プラザ(そごう横浜店地下2階正面入口前)

主催：ピンクシャツデー2020神奈川推進委員会

ピンクシャツデー 2020 in 神奈川



あなたもワールドアクションに参加してください！

2017年度の神奈川県内の公立小中高と特別支援学校におけるいじめ認知件数は19,997件と過去最多となっています。ピンクシャツデー2020神奈川推進委員会は、カナダからスタートしたピンクシャツデーの活動を通して、子どもや若者が生きる喜びと未来への希望を育む神奈川になることを願い、活動しています。全国初の試みである県や市、企業や団体、NPO、商業施設等が一体になったのアクションを神奈川モデルとして、全国に発信していきます。子どもたちの思いにもう一歩近づいてください。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。



ピンクのシャツや小物を身に着けた写真に、ハッシュタグ「#ピンクシャツデー神奈川」をつけてSNSへアップ！

2月26日のイベント日でも、2月中でも、毎週水曜日でも、いつでも大丈夫です。SNSをピンクで染めて、「いじめストップ！」を表明しましょう！

ご協賛申込書 必要事項をご記入の上、下記FAX番号へ送信ください。

私は「ピンクシャツデー 2020 in 神奈川」の目的に賛同し、認定NPO法人神奈川子ども未来ファンドに対して次のとおり寄付します。*協賛金は税額控除の対象となります。

申込日 年 月 日

お名前 (企業・団体名)		(ご担当者名:)
住所	〒	-
電話番号		
メールアドレス		@

協賛金 1口 10,000円 (個人1口以上、法人2口以上)	口	円
-----------------------------------	---	---

協賛金はこちらからもお申し込みいただけます <https://www.kodomofund.com/pinkshirtday/donation/>



貴社名 (個人の方はお名前) の記載 (プログラム・報告書・HPを予定)	希望する	希望しない
請求書の発行	希望する	希望しない
受領書の発行	希望する	希望しない

ピンクシャツ/グッズ サイズ別注文表

	SS (150)	S (163)	M (170)	L (179)	LL (181)	3L (183)	合計
オリジナルTシャツ (素材: ポリエステル) 1枚 1,500円 ①内身長めやす							枚 円
ボタンドアウソックスフオードシャツ (素材: ポリエステル65%・綿35%) 1枚 3,000円 (男女兼用) ①内首まわり							枚 円

オリジナル缶バッジ 1個 300円 サイズ: 直径32mm	合計金額	オリジナルストラップ 1個 500円 サイズ: 直径32mm	合計金額
----------------------------------	------	-----------------------------------	------

ピンクシャツ/グッズは、こちらからもお申し込みいただけます <https://www.kodomofund.com/pinkshirtday/goods/>



協賛金・商品代金 振込先	銀行名: 三菱UFJ銀行 支店名: 横浜支店 普通口座番号: 4745762 口座名: 特定非営利活動法人 神奈川子ども未来ファンド ピンクシャツデー 口
-----------------	--

*個人情報、請求書・領収書・協賛品の送付、報告書等へのご芳名記載にのみ使用し厳重かつ適切に取扱います。
[個人情報保護方針]については、神奈川子ども未来ファンドHPにてご確認ください。 <https://www.kodomofund.com/about/privacypolicy/>
*商品代金の振込確認後、商品の発送をさせていただきます。
*原則的には、振込用紙の控えをもって領収書にかえさせていただきます。別途必要な方は、事務局までお申し付けください。後日郵送させていただきます。
*協賛金受領後、寄付控除証明書を発行します。

認定NPO法人 神奈川子ども未来ファンド ピンクシャツデー神奈川推進委員会事務局

〒231-0001 横浜市中区新港2-2-1 横浜ワールドポーターズ6F NPOスクエア
TEL & FAX: 045-212-5825 (火~金 10:00~18:00)
e-mail: info@kodomofund.com
URL: <https://kodomofund.com>

令和2年度 いじめ問題対策連絡協議会 年間予定

月 日	時 間	内 容
6月5日(金)	15時~17時	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所:未定(新市庁舎または周辺を想定)
10月28日(水)	15時~17時	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所:未定(新市庁舎または周辺を想定)
12月		いじめ防止啓発月間における取組 (のぼり、ポスター等)
12月5日(土)	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所:未定